

特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム 事務局規程

制定:平成 26 年 3 月 24 日

シビル NPO 連携プラットフォーム規程第1号

第1条(目的)

この規程は、特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム(以下、CNCP という)定款第 6 章(事務局)に基づき、事務局の組織および運営に関して必要な事項を定める。

第2条(構成)

1. 事務局に事務局長および職員若干名を置く。
2. 理事会は、必要に応じ事務局に事務局長補佐を置くことができる。

第3条(任命等)

1. 事務局長は役員の中から代表理事が任命する。
2. 事務局長補佐については正会員の中から代表理事が任命する。
3. 職員は、別に定める規程により原則公募により採用し、代表理事が任命する。

第4条(職務)

1. 事務局は、CNCP の組織運営および実施する事業に伴う事務を行う。

第5条(規程類)

1. 会計事務に関して以下の規程を別途定める。
会計規程、出納管理規程、旅費規程、人件費および謝金支給規程
2. 職員の就業について必要に応じ以下の規程を定めることができる。
就業規程、職員給与規程、通勤交通費規程、アルバイト雇用規程
3. これらの規程は理事会が定める。

附 則

1. この規程は、CNCP の発足の日から施行する。